

不服申立て事案答申第 287 号

不服申立て事案諮問第 301 号

件名：就労環境に関する見解及び意見等の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審議会の結論

愛知県公立大学法人（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記の開示請求について、別表の 1 欄に掲げる行政文書に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）のうち、別表の 4 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 4 月 18 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 5 月 31 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

#### (1) 処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

##### (ア) 本件保有個人情報について

本件開示請求は、令和 5 年 2 月 3 日付けで愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）の代理人が審査請求人の代理人へ発出した連絡文書のうち 1(5)の部分に係る保有個人情報の開示を求めるものであるが、当該部分には、「複数の外部専門家から A 氏の教員としての適性について厳しい意見が出され、」と記載されており、この意見とは「A 氏の就労環境に関する見解及び意見」及び「ハラスメント再発防止研修実施報告書」に記載された意見を指していることから、これらの保有個人情報の開示を求めるものと解される。

「A 氏の就労環境に関する見解及び意見」は、特定年月日付けで審査請求人と法人との間で締結した審査請求人の復職に向けた覚書において、復職にあたり産業医の面談を受けることとしており、産業医が審査請求人と面談を行い、他の諸資料も踏まえ、産業医の意見として法人宛てに作成されたものである。

「ハラスメント再発防止研修実施報告書」は、当該覚書において、法

人が実施する研修を審査請求人が受講することとしており、その一環として行ったハラスメント再発防止研修（以下「本件研修」という。）の報告書である。

そこで当法人は、これらの文書を本件保有個人情報として特定した上で、産業医の印影、開示請求者及び産業医以外の個人の意見に関連する部分、ハラスメント再発防止研修に関する部分、ハラスメント再発防止研修実施報告書の表紙のうち実施者及び日付並びにハラスメント再発防止研修実施報告書のうち本文すべてを不開示とする一部開示決定を行ったものである。

審査請求人は、審査請求書において、「A氏の就労環境に関する見解及び意見のうち1. A氏の2014年懲戒解雇処分以前の勤務態度、行動についての1-1、1-2」（以下「本件情報1」という。）及び「ハラスメント再発防止研修実施報告書のうち本文全て」（以下「本件情報2」という。）の部分の開示を求めていることから、以下、これらの部分を不開示とした理由について述べる。

(イ) 法第78条第1項第2号該当性について

本件情報1には、開示請求者以外の関係者の意見や当該関係者を識別することができる情報が記載されている。これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法第78条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないことから、法第78条第1項第2号に該当する。

(ウ) 法第78条第1項第3号イ該当性について

本件情報2には、本件研修において本人から聴き取った内容やそれに対する評価等を含めた研修内容に係る情報が記載されている。

本件研修は、対象者に実施報告書の内容を開示しないことを前提として実施されているものであり、これらの情報は、本件研修において、特にどのような質疑の部分が評価の対象となったか、本人から聴き取ったどのような内容を重視し、どのような評価を行ったかを含めて、いずれも当該事業者の事業内容やノウハウに関する情報であって、開示することにより、当該事業者に対する不当な干渉となるとともに、事業実施の前提を損ない、また、ノウハウの流出等により競争上不利な立場に立たされるなど、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は、法第78条第1項第3号イに該当する。

(エ) 法第78条第1項第7号該当性について

本件情報1及び本件情報2には、職場環境の適正化を図るために聴取

した開示請求者以外の関係者や研修を実施した事業者等の意見・情報が記載されている。

これらの情報には、前記(イ)で述べたような開示請求者以外の特定の個人を識別できる又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報や、前記(ウ)で述べたような事業者のノウハウ等に関する情報も含まれているところ、開示することにより、今後同種の事務を行うにあたって、関係者や事業者の協力を得られなくなったり、関係者等が率直な意見を述べることをためらい、必要な情報を得ることが困難になるなど、職場環境の適正化に係る事務を始めとする将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は、法第78条第1項第7号に該当する。

(2) 処分庁の追加意見書における主張は、おおむね次のとおりである。

ア 報告書の作成経緯について

法人は、審査請求人に対する研修を実施するため、本件委託事業者(以下「委託事業者」という。)と業務委託契約を締結した。契約を締結した時点ではハラスメント研修を行うのみの契約であった。

研修実施後、完了報告を受けて、法人は研修内容を把握する必要があると判断し、報告書の作成・提出を委託事業者に依頼した。

報告書を作成するにあたっては、報告書の内容が審査請求人に対する評価を含むデリケートなものであることから、法人と委託事業者の間では、審査請求人を始めとして第三者に開示しないことを条件にしていた。

法人はこの条件の下で報告書の作成を依頼して、提出を受けたものである。

このような条件がなければ報告書が作成されることはなく、その内容は、ハラスメントや性被害のない健全な修学環境を構築していくための情報である。

報告書はこのような特殊な経緯で作成されたものであり、一般的な研修報告とは性質が全く異なるものである。

イ 法第78条第1項第3号口該当性について

研修実施後、完了報告を受けて、法人は研修内容を把握する必要があると判断し、報告書の作成・提出を求めたこと(①)。

報告書の内容が審査請求人に対する評価を含むデリケートなものであることから、法人と委託事業者との間で審査請求人には開示しないことを条件にしていた。法人はこの条件の下で報告書を作成してもらい、提出を受けたこと(②)。

このような報告書の特殊な作成経緯からすれば(一般的な研修報告と

は性質が全く異なる)、審査請求人に報告書を見せることはあり得ず、不開示条件を付することは報告書に記載された情報の性質、報告書を作成した経緯に照らして合理的であること(③)。

以上により、報告書は、①行政機関等の要請を受けて、②開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、③法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものに該当する。

ウ 法第 78 条第 1 項第 3 号イ該当性について

報告書は、全体が一体として委託事業者のハラスメント研修に関するノウハウであり、これを公開することは委託事業者の不利益に値する。

また、報告書は審査請求人には絶対に見せないという条件で作成されたものであり、これらのことからすれば、報告書を開示することにより、委託事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する。

委託事業者は、業務の性質上、研修を受けた当事者の不利益となる個人情報も知り得る立場であり、この機密性が担保されなければ専門家としての率直な意見を阻むことになる。

同時に、委託事業者のノウハウによって得られた情報の機密性が保証されなければ、委託事業者による研修が成立せず、教育現場の改善への情報が得られなくなる。

エ 法第 78 条第 1 項第 7 号該当性について

法人は委託事業者との間で研修対象者である審査請求人には開示しないという条件で報告書を作成してもらい、提出を受けたものである。

この条件に反し、報告書を開示すれば、委託事業者との信頼関係が失われ、法人は委託事業者と契約を締結することができなくなる。

今後、委託事業者との間で契約が締結できなくなれば、教育現場の改善への情報が得られなくなることで、法人の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

法人が第三者には開示しないという条件で提出を受けた文書を開示すれば、法人に対する一般的な信頼が失われ、他の委託事業者との契約もできなくなり、法人の事業の遂行に支障を及ぼす。

オ 開示請求の内容について

開示請求書には「令和 5 年 2 月 3 日法人代理人から A 氏代理人への、ご連絡内容、1(5)」とあり、本法人代理人弁護士が審査請求人代理人弁護士に送付した令和 5 年 2 月 3 日付け御連絡 1(5)を確認すると、次のように記載されている。

「A 氏の復職に関して本大学が意見を求めた複数の外部専門家から A 氏の教員としての適性について厳しい意見が出され、また、A 氏の復職を

本大学ホームページ上で知った複数の卒業生から A 氏の職場復帰を不安視している旨の連絡も受けております」

行政文書開示請求とは異なり、保有個人情報開示請求の対象は保有個人情報のみであり、行政文書全体ではない。

今回、開示請求されているのは、報告書のうちの「審査請求人の教員としての適性について厳しい意見」の部分である。

当該部分は、これまで述べたとおり法第 78 条第 1 項第 3 号イ及びロ並びに第 7 号により不開示となる情報である。

#### 4 審議会の判断

##### (1) 本件保有個人情報について

開示請求書及び処分庁が作成した弁明書の内容を踏まえると、本件保有個人情報は、審査請求人に係る就労環境に関する見解及び意見並びにハラスメント再発防止研修実施報告書（以下「報告書」という。）である。

処分庁は、別記に掲げる開示請求に対し別表の 1 欄に掲げる行政文書に記録されている保有個人情報を特定し、本件保有個人情報のうち同表の 2 欄に掲げる部分を法第 78 条第 1 項第 2 号、第 3 号イ又は第 7 号に該当する等として不開示としているところ、審査請求人は別表の 4 欄に掲げる不開示部分の開示を求めていることから、以下、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

##### (2) 法第 78 条第 1 項第 7 号該当性について

###### ア 開示請求者及び産業医以外の個人の意見に関連する部分

(ア) 当審議会において、開示請求者及び産業医以外の個人の意見に関連する部分を見分したところ、A 氏の勤務態度や行動についての周囲の意見が記載されていた。

(イ) 当審議会において検討したところ、当該部分を開示することにより、関係者等が率直な意見を述べることをためらい、職場環境の適正化に係る事務等を遂行するために必要な情報を得ることが困難になるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(ウ) よって、当該部分は、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

なお、処分庁は当該部分について、法第 78 条第 1 項第 2 号にも該当するとして不開示としているが、同号該当性を論ずるまでもなく不開示情報に該当する。

###### イ 本文すべて

(ア) 処分庁によれば、報告書の作成にあたっては、報告書の内容が審査請求人に対する評価を含むデリケートなものであることから、処分庁と委託事業者との間では、審査請求人を始めとして第三者には開示しないことを条件としており、このような条件がなければ、委託事業者

は報告書を作成することはなかったとのことである。また、この条件に反して、報告書を開示すれば、委託事業者との信頼関係が失われ、処分庁は委託事業者と契約をすることができなくなり、処分庁の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

(イ) 当審議会において処分庁から提出された文書を見分したところ、報告書は第三者に開示しないことを前提に作成されたことが認められた。

(ウ) また、当審議会において処分庁に確認したところ、報告書は本人に開示しないことを前提に作成され、提供を受けたものであり、仮にその一部でも開示することになると、両者間の信頼関係が喪失することは避けられないとのことである。また、開示したことにより、処分庁が契約に反したという事実が広く認知された場合、処分庁に対する社会的信用が著しく低下し、処分庁が業務を遂行する上で必要な今後の協力や正確な情報提供を得ることが困難になるおそれがあるとのことである。

(エ) これらを踏まえて、当審議会において検討したところ、これらの処分庁の説明は否定し難く、仮に当該部分が一部でも開示されることになると、処分庁と委託事業者との信頼関係が失われ、処分庁の今後の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(オ) よって、当該部分は、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

なお、処分庁は当該部分について、他の不開示事由にも該当するとして不開示としているが、他の不開示事由該当性を論ずるまでもなく不開示情報に該当する。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

令和5年2月3日法人代理人からA氏代理人への、ご連絡内容、1(5)

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定	4 審査請求の対象となった部分
A氏の就労環境に関する見解及び意見	産業医の印影	法第78条第1項第2号	-
	開示請求者及び産業医以外の個人の意見に関連する部分	法第78条第1項第2号及び第7号	全部
	ハラスメント再発防止研修に関する部分	法第78条第1項第3号イ	-
ハラスメント再発防止研修実施報告書	表紙のうち実施者、日付	法第78条第1項第3号イ	-
	本文すべて	法第78条第1項第3号イ及び第7号	全部

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 10. 3	諮問（弁明書の写しを添付）
7. 6. 16 (第 250 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7. 7. 14 (第 251 回審議会)	審査請求人及び同代理人から意見書を受理
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
7. 8. 21 (第 252 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7. 9. 10	処分庁から意見書を受理
7. 9. 24	審査請求人から反論書を受理
7. 11. 10 (第 255 回審議会)	審議
7. 12. 8 (第 256 回審議会)	審議

年 月 日	内 容
8. 1. 26 (第 257 回審議会)	審議
8. 2. 25	答申